

先月号で、「例年より早く九州地方まで入梅しました」といっていたところが、雨の日もあれば、晴れて本格的な夏を思わせるような気候が続き・・・やっと気象庁の発表で6月14日(月)、関東甲信越地方が梅雨入りとなりました。結局例年より7日遅い梅雨入りだそうです。天気ばかりはわからないものです。

デイサービス・ショートステイをご利用の皆様、ご家族の皆様、いろいろなどころで言われていますが、これからが熱中症の本番です。ぜひ、熱中症対策をして年々暑くなる夏を乗り切りましょう。



デ イ サ ー ビ ス よ り

認知症対応型通所介護～つぼみ便り～

蒸し蒸しとした暑い日が続いていると思ったら、雨の日は冷え込むこともあり、衣類選びに困る日が続いているのではないのでしょうか。つぼみでは換気しながら室温に注意しています。また、この時期は、湿度が高く、気づかぬうちに脱水を起こしていることがあります。喉が渇く前に水分を補給することが大事ですので、つぼみでは談笑しながら皆さんにこまめに水分を取っていただく時間を設けています。

夏本番にむけて、暑さに負けないよう、皆さんも体調に気を付けて下さい。



写真は米寿のお祝いの時のものです！
ご家族が用意された黄色ちゃんちゃんこを着るととても素敵な写真が撮れました！おめでとうございます。これからもお元気で！

クイズです！

どこに咲いている
アジサイでしょうか？



第二清風園に着いたら見回してみてください！



デイサービスからみえますよ！



真剣！ベストショット「思いを込めて」～華道～

第二清風園

通所介護(デイサービス)

(一般型、総合事業、認知症対応型)

町田市薬師台3丁目270-1

TEL 042-736-6908(直通)

FAX 042-736-6903

ご不明な点などは…
相談員(並木、櫻井、佐々木)まで
お気軽にお問い合わせください。

ショートステイより

～「介護保険負担限度額認定証」～

「介護保険負担限度額認定証」はショートステイ利用時における食事・居住費が、収入・所得状況に応じて減額される制度です。該当する方で証書をお持ちの方は**有効期限が7月末**となっております。

6月21日(月)より町田市の受付開始となっております。該当する方は申請手続きをお願いします。新しい証書が届きましたらショートステイ利用時にコピーの持参、もしくは原本の提示をお願いします。**介護保険制度の改正により、2021年8月利用分から、負担限度額及び段階の判断要件が変更**となっております。

利用者段階	負担限度額(日額)		食費	段階の判断要件
	居住費(滞在費)			
第1段階	多床室	0円	300円 【300円】 ※1	・生活保護受給者 又は ・世帯全員(世帯を分離している配偶者を含む。)が区市町村民税非課税である老齢福祉年金の受給者
	従来型個室	特養・地域密着特養等 320円 老健・療養型等 490円		
	個室的多床室	490円		
	ユニット型個室	820円		
第2段階	多床室	370円	390円 【600円】 ※1	・本人の前年の年収金額等※2が80万円以下 ・本人の資産が650万円(夫婦の資産が合計1,650万円)以下 ・世帯全員(世帯を分離している配偶者を含む。)が区市町村民税非課税
	従来型個室	特養・地域密着特養等 420円 老健・療養型等 490円		
	個室的多床室	490円		
	ユニット型個室	820円		
第3段階①	多床室	370円	650円 【1,000円】 ※1	・本人の前年の年収金額等※2が80万円超120万円以下 ・本人の資産が550万円(夫婦の資産が合計1,550万円)以下 ・世帯全員(世帯を分離している配偶者を含む。)が区市町村民税非課税
	従来型個室	特養・地域密着特養等 820円 老健・療養型等 1,310円		
	個室的多床室	1,310円		
	ユニット型個室	1,310円		
第3段階②	多床室	370円	1,360円 【1,300円】 ※1	・本人の前年の年収金額等※2が120万円超 ・本人の資産が500万円(夫婦の資産が合計1,500万円)以下 ・世帯全員(世帯を分離している配偶者を含む。)が区市町村民税非課税
	従来型個室	特養・地域密着特養等 820円 老健・療養型等 1,310円		
	個室的多床室	1,310円		
	ユニット型個室	1,310円		
第4段階(非該当)	居住費(滞在費)と食費は、入所・入院先の施設が定める金額になりますので、利用する施設へご確認ください。			・利用者段階ごとに定められている段階の判断要件に非該当

※1 食費の【】の金額は、ショートステイ利用時の負担限度額です。
 ※2 本人の前年の年収金額+その他の合計所得金額-分譲譲渡所得に係る特別控除額の金額です。
 ・分譲譲渡所得に係る特別控除とは、土地や建物を売却した際に発生する特別控除のことです。
 ・その他の合計所得金額に給与所得が含まれる場合は、給与所得金額(所得金額調整控除の運用を受けている場合は、適用前の金額)から10万円を控除した金額(控除後の金額が0円を下回る場合は、0円)で合計所得金額を計算します。

介護保険負担割合証について(デイショート共通)

介護保険負担割合証	
交付年月日	
番号	194-8320
住所	町田市南野2丁目2番22号
フリガナ	石川 邦子
氏名	石川 邦子
生年月日	昭和20年4月1日
性別	男
利用者負担	適用期間
割合	開始年月日
割合	終了年月日
保険者番号並びに保険者の名称及び印	132092 町田市

現在お持ちの「介護保険負担割合証」の**有効期間が7月末まで**となっております。7月中旬に町田市より新しい証書を発送予定です。新しい証書が届きましたら、デイ・ショートステイ利用時にコピーの持参、もしくは原本の提示をお願いします。

※「介護保険負担割合証」とは、前年度の所得に応じて介護保険料の負担割合が1割2割もしくは3割になります。(証書の色は黄色)

園芸療法～ヒマワリが咲きました～



2月に植えたひまわりが先日開花しました。植えるのを手伝って下さったご利用者からは、「あんな小さな種からこんなきれいな花が咲くのね」「もう夏が近づいているのね」等会話も弾んでいました。今月は「あさがお」をご利用者と植えました。成長が今から楽しみです。

短期入所生活介護

(ショートステイ)

町田市薬師台3丁目270-1

TEL 042-736-6906

FAX 042-736-6903

ご不明な点などは、生活相談課(橋本、加藤、佐藤、赤羽)までお気軽にお問い合わせください。

【ホームページ】

第二清風園で検索して下さい♪